



# 産後ケア事業のご案内

## 産後ケアとは？

お母さんと赤ちゃんへ、助産師等のスタッフが心身のケアや育児相談を行います。お母さんが休息中は、赤ちゃんをスタッフが預かり（赤ちゃんの状況によっては同室）施設内の別場所でお母さんは休んでもらいます。

産後ケア利用時に、施設(または自宅)からの外出はできません。

## 対象者

宜野湾市に住民登録があり、  
出産後1年を経過しないお母さんと赤ちゃんで、産後ケアを必要とする方  
※医療行為を要しない方、感染症状（風邪など）がない方

## 利用料金（R8.4/1～R9.3/31までの利用者負担額）

※市町村民税非課税世帯・生活保護世帯の方は1～7回目の利用者負担額は発生しません。

利用形態	利用者負担額 1～5回目分					利用者負担額 6.7回目分		利用場所	食事	利用回数
	2500円 (0円)	2500円 (0円)	2500円 (0円)	2500円 (0円)	2500円 (0円)	5000円 (900円)	5000円 (900円)			
宿泊型 1泊2日 (多胎加算)	2500円 (0円)	2500円 (0円)	2500円 (0円)	2500円 (0円)	2500円 (0円)	5000円 (900円)	5000円 (900円)	施設	3食付 (補食含む)	合計 7回
デイ 6時間 (多胎加算)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	2400円 (450円)	2400円 (450円)	施設	1食付	※組み合わせ は自由です。  ※宿泊型は、 1泊2日を1回 とします。
デイ 3時間 (多胎加算)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	1300円 (225円)	1300円 (225円)		なし	
訪問型 3時間 (多胎加算)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)	1400円 (225円)	1400円 (225円)	自宅	なし	

## 利用にあたり注意事項

- ・利用結果通知書は、申請をもとに1人あたり合計7枚分発行します。
- ・利用結果通知書の有効期限は、お子さんの1歳誕生日の前日までです。
- ・利用者負担額は、1～5回目分と6.7回目分で異なります。どちらを先に使用しても問題ありません。
- ・産後ケア利用の際、利用結果通知書内の該当する利用形態にご自身で☑を入れてください。
- ・利用時は親子健康手帳を持参し、施設側より利用記録の記載を受けてください。
- ・利用者負担額は毎年4月に見直されるため、料金が改定される場合があります。

宜野湾市こども家庭課すこやか親子係 ☎ 098-893-4121

〒901-2203 宜野湾市野嵩1-1-1 平日8：30～17：15（12：00～13：00を除く）

## ● 申請について

### ★初めての申請の方

→右記QRコードより申請が可能です。

### ★令和7年度に申請済の方

→令和7年度に発行した利用結果通知書（チケット）の返却が必要です。  
お手元にある場合は、市役所こども家庭課窓口までご持参ください。



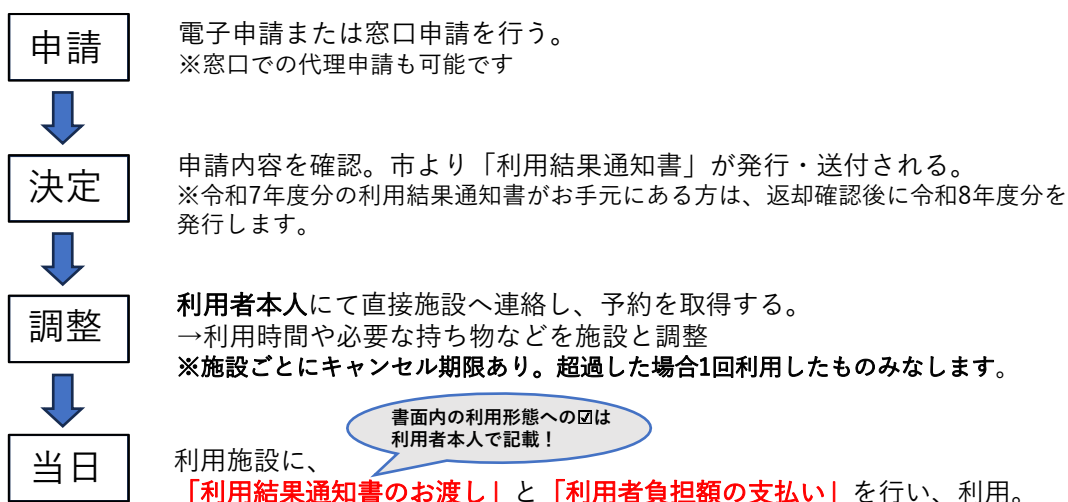
<申請に必要なもの>

- ・申請者の身分証明書
- ・（該当の方）令和7年度発行の利用結果通知書
- ・（該当の方）所得課税証明書 ※詳細はこちら→
- ・（該当の方）生活保護受給者証

○市町村民税非課税世帯で減免を希望される方へ

（産後ケア申請時期が、①5月まで②6月以降）  
①前年1/1、②今年1/1 時点で宜野湾市に住民登録がある方：課税状況確認同意書(電子or文書にて)  
ない方：所得課税証明書 → 転入前市町村より取得

## ● 利用までの流れ



## ● 備考

利用申請から利用結果通知書がご自宅に郵送されるまで**2週間程度**要します。

- 利用予約はご自身で行ってください。規程や予約状況等により希望どおり利用できないことがあります。
- 一部利用者負担額があります。また、委託サービス内容以外の利用は別途自己負担をお支払いいただきます。
- 連絡がない、または施設の定める日を超過してキャンセルした場合は1回利用したものとみなします。また、利用予定だった施設へ「利用結果通知書の提出」と「利用者負担額の支払い」をお願いします。
- 産後ケア利用時に得られた情報については宜野湾市へ情報提供されます。
- 宜野湾市転出後は利用できません。誤って利用した場合は、委託料の全額（13,000～59,000円）を利用施設へお支払いいただきます。

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

☎098-893-4121（すこやか親子係直通）

